

「特別高圧電力契約者等支援金」のご案内

■ 概要

国の支援の対象外となる特別高圧で受電する施設において、高額な料金を負担している中小企業を支援するため、その電気料金の一部を支援します。

※内容は予定であり、今後予告なく変更する場合があります。詳細は後日ホームページで公開する募集要項等を必ずご確認ください。

■ 対象・支給内容

(1)～(3)全てに該当する者が対象になります。

対象	(1)	中小企業者(個人事業者含む)である者(みなし大企業を除く)
	(2)	原則、令和8年1月1日時点で申請対象となる大阪府内の特別高圧で受電する施設において、以下のいずれかに該当する者 ① 小売電気事業者と契約している者(施設運営事業者) ② 施設内の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自らの事業の用に供し、子メーターで計測された電力使用量に基づき、電気料金を負担している者(テナント事業者)
	(3)	令和8年1月から3月までの期間において いずれかの月の月間電力使用量が3万5千kWhを超える者

ただし、以下の条件のいずれかに該当する者については、対象外となります。

- ・施設運営事業者において、申請施設の建築物の床面積から共用面積を引いた面積のうち、他者専用面積の占める割合が8割以上となる者
- ・申請施設について、電力価格の高騰の影響に関し、国、府又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するものの支給の決定を受けている者

支給対象期間	支給額(月間電力使用量が3万5千kWhを超える月が支給対象)
令和8年1～2月	$(2.3\text{円}/\text{kWh} \times \text{電力使用量(kWh)}) / 1.1$ (消費税等相当額)
令和8年3月	$(1.8\text{円}/\text{kWh} \times \text{電力使用量(kWh)}) / 1.1$ (消費税等相当額)

■ 申請スケジュール(予定)

令和8年			
7月	8月	9月	10月
支援金申請 (電力使用量確認) 令和8年7月29日～令和8年10月2日			
結果通知・支給 令和8年8月中旬～10月下旬			

※第1期(R5.4～9)、第2期(R5.10～12)及び第3期(R6.1～3)の支援金を受給されていない場合は、審査・支給に時間を要しますので、あらかじめ御了承願います。

!!ご注意ください!!

申請には、令和8年1月から3月までの電力使用量及び支払いを証する書類が必要になります。申請されるまで、上記書類を保管いただくようお願いいたします。書類が提出できない場合は、本制度の対象となりません。